



# 協議会設立の目的

## 目的

ポリオレフィン等衛生協議会（以下「ポリ衛協」という。）は、前ページに掲げる熱可塑性樹脂（以下「ポリオレフィン等」という。）を使用した食品用器具および容器包装（以下「器具・容器包装」という。）について、衛生的に適切な材料の使用の普及をはかることにより、国民生活に寄与するとともに、プラスチック関係業界の健全なる発展に資することを目的としています。

## 食品用器具、容器、包装と食品衛生法

我が国の食品衛生法には、器具、容器、包装に関して次の規定があります。

（各条要約）

**第15条** 営業上使用する器具および容器包装は、清潔で衛生的でなければならない。

**第16条** 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着して人の健康を損なうおそれがある器具、容器包装は製造し、輸入し、販売し、営業上使用してはならない。

**第18条** 厚生労働大臣は、公衆衛生上の見地から容器包装またはこれらの原材料につき、規格を定めることができる。

第15条、第16条は、抽象的な条文になっていますが、これは製造者責任を要求しているものです。

第16条は、有害な物質が含まれているか否かではなく、その物質の使われ方が人の健康を損なうおそれがあるという意味です。

第18条は、規格基準の規定ですが、汎用性の高い合成樹脂については個別規格が、その他の合成樹脂については包括的な規格（いわゆる一般規格）が告示で定められています。

Japan Hygienic Olefin  
and Styrene Plastics Association